

2026 年 7 月 7 日

佐藤組人権方針

佐藤組は、社業を通じて地域社会の発展に貢献するために、人権尊重の理念を経営の基本に置き、「いかなる差別も行わない」という考えのもと、社員にとっても、お客様にとっても、地域にとっても、喜ばれ必要とされる会社となるべく、人権が尊重される職場や社会の実現に努めます。

1. 人権方針の適用範囲

本方針は、すべての役員および従業員に適用します。また、取引会社、協力会社、ビジネスパートナーのみなさまに対しても本方針にもとづき、人権尊重に努めます。

2. ハラスメントの防止

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、他者に対して差別的な言動や不快感を与える言動を行いません。

3. 啓発活動

従業員一人ひとりが人権尊重意識を高め、人権を尊重した行動をとり、人権侵害を未然に防止できるよう、従業員の教育・啓発に取り組みます。

4. 救済

人権に関する相談窓口を設け、相談に対し適切に対応していくなど、救済措置を講じます。

【相談窓口】 総務部